電気通信大学情報基盤センター規程

平成18年 4月 1日 改正 平成19年 4月 1日 平成20年 4月 1日 平成22年 4月20日 平成22年 7月21日 平成22年12月21日 平成23年 7月20日 平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学情報基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学(以下「本学」という。)全体にわたる情報基盤体制の整備を行い、各部局等で行う情報化関連業務を統合し、及び統括して本学の教育、研究、事務に関わる情報化を効率的かつ効果的に推進するとともに、全学共用情報システムの効率的な運用を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 全学の教育、研究、事務に関わる情報化の基本戦略、企画、中期計画、年度計画等 の策定に関すること。
 - (2) 全学共用情報システムの構築に関すること。
 - (3) 全学共用情報システムの管理・維持、利用者へのサービス提供及び技術指導に関すること。
 - (4) 全学共用情報システムにおける情報セキュリティ及び情報管理に関する基本方針の 策定並びにその実施に関すること。

(職員)

- 第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 教授、准教授又は講師
 - (3) 助教
 - (4) 教育研究技師
 - (5) その他の職員

(センター長)

- 第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長は、全学共用情報システムに関する情報セキュリティ及び情報管理に対して一元的な責任を負う。
- 3 センター長は、全学情報ネットワークに関する総括責任を負う。
- 4 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 5 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第6条 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうち から学長が指名することができる。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以 前でなければならない。

(運営委員会)

- 第7条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学情報基盤センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

- 第8条 センターに、専門の事項を審議するため専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、学術国際部学術情報課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学情報化推進本部規程(平成17年3月9日施行)は、廃止する。
- 3 電気通信大学総合情報処理センター規程(平成元年6月7日施行)は、廃止する。
- 4 電気通信大学総合情報処理センター長選考規程(平成5年4月21日施行)は、廃止 する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 電気通信大学情報基盤センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。